統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25年 4月

総務省政策統括官 (統計基準担当)

目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	2
	一般統計調査の中止	3
	届出統計調査の受理	4
2	- 1 一般統計調査の承認	5
	医療経済実態調査(平成25年承認)(厚生労働省)	5
	平成23年産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)(平成25年	₣承認
)(厚生労働省)	8
	純粋持株会社実態調査(平成25年承認)(経済産業省)	10
	労使関係総合調査(平成25年承認)(厚生労働省)	11
	平成27年国勢調査第2次試験調査(平成25年承認)(総務省)	14
2	- 2 一般統計調査の中止通知	16
	建設機械等損料調査(平成25年通知)(国土交通省)	16
3	届出統計調査の受理	17
((1) 新規	17
	熊本県観光統計調査(平成25年届出)(熊本県)	17
	熊本県観光入込客統計調査(平成25年届出)(熊本県)	18
	熊本県宿泊者数動向調査(平成25年届出)(熊本県)	19
	宮崎県農業実態調査(平成25年届出)(宮崎県)	20
	中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査(平成25年届出)(青森県)	21
	埼玉県鉱工業動態統計調査(平成25年届出)(埼玉県)	22
	事業者防災対策アンケート調査(平成25年届出)(高知県)	23
	私立幼稚園教員給与調査(大阪市)	24
	平成25年度 市民意識調査「市民のモラル・マナーについて」(平成25年属	量出)
	(北九州市)	25
	(2) 変更	26
	中小企業景況調査(平成25年届出)(愛知県)	26
	夏季一時金妥結状況調査(平成25年届出)(滋賀県)	27
	春季賃上げ妥結状況調査(平成25年届出)(滋賀厚)	28

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあっては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあっては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法 下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されてい たものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査 以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、 本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実	施	者	主	な	承	認	事	項	承認年月日
該当無し										

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画 について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者					
H25. 4. 4	医療経済実態調査	厚	生	労	働	大	田
H25. 4. 8	平成23年産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入 調査)	厚	生	労	働	大	臣
Н25. 4. 16	純粋持株会社実態調査	経	済	産	業	大	田
Н25. 4. 23	労使関係総合調査	厚	生	労	働	大	臣
Н25. 4. 24	平成27年国勢調査第2次試験調査	総	矛	务	大	•	丑

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○一般統計調査の中止

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 4. 25	建設機械等損料調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称			実施者	_	
H25. 4. 2	熊本県観光統計調査	熊	本	県	知	事
H25. 4. 2	熊本県観光入込客統計調査	熊	本	県	知	事
H25. 4. 2	熊本県宿泊者数動向調査	熊	本	県	知	事
H25. 4. 5	宮崎県農業実態調査	宮	崎	県	知	事
H25. 4. 18	中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査	青	森	県	知	事
H25. 4. 22	埼玉県鉱工業動態統計調査	埼	玉	県	知	事
H25. 4. 22	事業者防災対策アンケート調査	高	知	県	知	事
H25. 4. 26	私立幼稚園教員給与調査	大阪	市行	政委員	会委	員長
H25. 4. 26	平成25年度 市民意識調査「市民のモラル・マナーについて」	北	九	州	市	長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規) について掲載したものである。

_(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称			実施者		
H25. 4. 22	中小企業景況調査	愛	知	県	知	事
H25. 4. 26	夏季一時金妥結状況調査	滋	賀	県	知	事
H25. 4. 26	春季賃上げ妥結状況調査	滋	賀	県	知	事
H25. 4. 26	年末一時金妥結状況調査	滋	賀	県	知	事
H25. 4. 30	給与、勤務条件等に関する調査			事委員事委員		

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更) について掲載したものである。

○一般統計調査の承認

【調查名】 医療経済実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年4月4日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課保険医療企画調査室

【目 的】 本調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経 営等の実態を明らかにすること及び、医療保険の保険者の財政状況の実態を把握 し、社会保険診療報酬に関する資料を整備することを目的とする。

【沿 革】 平成23年に、保険者調査票に関して、オンライン調査が導入された。

【調査の構成】 1-病院調査票 2-一般診療所調査票 3-一般診療所調査票補助票 4-歯科診療所調査票 5-歯科診療所調査票補助票 6-保険薬局調査 票 7-保険薬局調査票補助票 8-保険者調査票

【公 表】 インターネット (調査実施年の10月下旬)

【備 考】 今回の変更は、病院調査票、一般診療所調査票、歯科診療所調査票に、「消費 税負担の把握に係わる項目の追加」、「6月単月データの調査項目の削除」など。

※

【調査票名】 1-病院調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による診療を 行っている病院 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 2,700/8,400 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の3月末日までに終了する直近の2事業年(度) (系統)厚生労働省-民間事業者 -報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 基本データ (病院の概要)、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、6. 設備投資額

※

【調査票名】 2-一般診療所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による診療を 行っている一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,200/62,700 (配布) 郵送 (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の3月末日までに終了する直近の2事業年(度) (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 基本データ(診療所の概要)、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. 租税公課等、6. 設備投資額

※

【調査票名】 3-一般診療所調査票補助票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による診療を 行っている一般診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 3,200/62,700 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月30日現在 (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 減価償却資産の数量、2. 取得年月、3. 取得価額、4. 事業専用割合等

※

【調査票名】 4-歯科診療所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による診療を 行っている歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,200/56,200 (配布) 郵送 (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の3月末日までに終了する直近の2事業年(度) (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 基本データ (歯科診療所の概要)、2. 損益、3. 給与、4. 資産・ 負債、5. 租税公課等、6. 設備投資額

※

【調査票名】 5-歯科診療所調査票補助票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による診療を 行っている歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,200/56,200 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月30日現在 (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 減価償却資産の数量、2. 取得年月、3. 取得価額、4. 事業専用割合等

※

【調査票名】 6-保険薬局調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による調剤を 行っている保険薬局 (抽出枠)保険薬局基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,600/38,500 (配布)郵

送 (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の3 月末日までに終了する直近の2事業年(度) (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1. 基本データ (保険薬局の概要)、2. 損益、3. 給与、4. 資産・負債、5. 租税公課等、6. 設備投資額

※

【調査票名】 7-保険薬局調査票補助票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)社会保険による調剤を 行っている保険薬局 (抽出枠)保険薬局基本ファイル

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1,600/38,500 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月30日現在 (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)2年 (実施期日)平成25年5月下旬~7月末

【調査事項】 1.減価償却資産の数量、2.取得年月、3.取得価額、4.事業専用割合等

※

【調査票名】 8-保険者調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)組合 (属性)組合管掌健康保険及び共済組合の 各保険者

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 1,600 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年度末日現在。ただし、直営保養所・保健会館に関する事項のうち、利用者数、総収入及び総支出については、平成22年度の状況。 (系統)厚生労働省ー報告者

【周期・期日】 (周期) 2年 (実施期日) 平成23年6月上旬~8月31日

【調査事項】 1. 土地に関する事項(施設の種類、名称、所在地、地目、面積、取得年月日、取得価格、帳簿価格、固定資産税評価額、時価評価額、評価方法、評価年月)、2. 直営保養所・保健会館に関する事項(施設の種類、名称、所在地、建築面積、延べ面積、帳簿価格、利用者数、総収入、総支出)

【調查名】 平成23年産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査) (平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年4月8日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室

- 【目 的】 本調査は、厚生労働省が、医療業、社会福祉事業等について、その事業活動 に要した費用の内訳等を把握し、産業連関表の作成における投入額推計等の基礎 資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和30年以降、産業連関表の作成に合わせて5年ごとに実施されてきたが、平成23年に、調査の名称が「産業連関表作成基礎調査」から「医療業・社会福祉事業等投入調査」に変更された。
- 【調査の構成】 1-一般診療所票 2-歯科診療所票 3-保険薬局票 4-助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
- 【公 表】 インターネット (平成26年8月)
- 【備 考】 今回の変更は、平成25年度に後倒しして実施することとしていた「医療業」 に係る調査事項を追加

※

【調査票名】 1- 一般診療所票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく「8 32 一般診療所」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。 (抽 出枠)医療施設基本ファイル
- 【調查方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 200/79,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年1月~12月 (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年9月~10月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 費用の内訳、3. 屑・副産物の売却の内訳

※

【調査票名】 2-歯科診療所票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく「8 33 歯科診療所」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。 (抽 出枠)医療施設基本ファイル
- 【調查方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 200/65,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年1月~12月 (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年9月~10月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 費用の内訳、3. 層・副産物の売却の内訳

※

【調査票名】 3-保険薬局票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく「6 033 調剤薬局」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。 (抽 出枠)厚生労働省保険局の医療機関名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)300/37,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月~12月 (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年9月~10月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 費用の内訳、3. 屑・副産物の売却の内訳

※

【調査票名】 4-助産・看護業、療術業、医療に付帯するサービス業

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく「8 34 助産・看護業」「835 療術業」「836 医療に附帯するサービス 業」に係る生産活動を行う民営事業所を範囲とする。 (抽出枠)事業所母 集団データベース

【調查方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 200/86,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年1月~12月 (系統) 厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年9月~10月

【調査事項】 1. 従業者数、2. 売上高・費用、3. 費用の内訳、4. 直接材料費の内 訳、5. 屑・副産物の売却の内訳

【調查名】 純粋持株会社実態調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年4月16日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ

【目 的】 本調査は、我が国の純粋持株会社の活動の実態を明らかにし、純粋持株会社 に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-純粋持株会社実態調査票

【公 表】 インターネット/印刷物

※

【調查票名】 純粋持株会社実態調査

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる「細分類7282-純粋持株会社」に属する企業 (抽出枠)平成21年経済センサスー基礎調査結果名簿を基本とし、経済産業省企業活動基本調査や民間情報をもとに補正して母集団名簿を作成

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)400 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)毎年3月末日 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 1年 (実施期日)毎年7月15日~8月31日

【調査事項】 1 -純粋持株会社(単体)の概要、2 -純粋持株会社(単体)の業務内容及び従業者数、3 -純粋持株会社(単体)の子会社・関連会社の保有数と増減、4 -子会社・関連会社への金融機能の実態、5 -純粋持株会社(単体)の資産・負債とグループとの関係、6 -産業財産権の保有状況・管理体制、7 -役員数及び企業統治、8 -売上高・営業収益、9 - グループ全体として見た場合の事業内容の区分

【調查名】 労使関係総合調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年4月23日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用·賃金福祉統計課

- 【目 的】 1-労働組合基礎調査は、我が国におけるすべての労働組合を対象として、 労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働 組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らか にすることを目的とする。2-労働組合活動等に関する実態調査は、労働組合を 対象として、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明ら かにすることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和22年に実施された「労働組合調査」及び23年から毎年実施された「労働組合基本調査」を前身としており、58年に、47年及び52年に実施された「労使コミュニケーション調査」を統合し、以後、「労使関係総合調査」として毎年実施されている。なお、本調査は、毎年実施される「労働組合基礎調査」と、5つのテーマを5年周期で実施するローテーション調査(1.労働組合活動実態調査、2.労働協約等実態調査、3.団体交渉と労働争議に関する実態調査、4.労働組合実態調査、5.労使コミュニケーション調査)により構成されてきた。平成24年度のローテーション調査は、団体交渉と労働争議に関する実態調査について実施されている。

【調査の構成】 1-労働組合基礎調査票 2-労働組合活動等に関する実態調査票

- 【公 表】 概要及び詳細とも、インターネット(e-stat) 及び印刷物により公表する。
- 【備 考】 1. 毎年調査を実施する「経常項目」と2年に1回調査を実施する「変動項目」を内容とする調査構成とし、今回調査では、従前の労働組合実態調査と労働組合活動実態調査を中心とした内容で調査を実施(※平成27年調査では、従前の労働協約等実態調査及び団体交渉と労働争議に関する実態調査を中心とした内容で調査を実施予定)、2. 従前の4調査でそれぞれ把握していた「労働組合の属性」、「労使関係の認識」、「組織状況に関する事項」に加え、従前の労働協約等実態調査及び団体交渉と労働争議に関する実態調査で把握していた正社員以外の労働者に関する「雇入れ」、「正社員への登用」及び「労働協約の適用状況」に関する調査事項を、「経常項目」として毎年把握、3. 「労働協約の承継に係る調査事項」及び政策統括官室からの指摘に対応するための「中間組織(本部組合と単位扱組合の間に存在するもの)に関する調査事項」を「変動項目」として新設(※ただし、後者の調査事項は今回限りとし、調査結果は平成27年調査に反映)

※

【調査票名】 1-労働組合基礎調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性) "すべての産業の労働組合とする(国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む)。ただし、船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員が主たる構成員である労働組合については、船員単位労働組合基本調査(国土交通省)の結果を利用する。また、平成25年調査における東日本大震災への対応としては、都道府県労政主管課において、調査対象者の被災状況等を確認しながら、可能な限り調査を実施する。

【調査方法】 (選定)全数 (客体数) 66,000 (配布)郵送・オンライン・その他(都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員)) (取集)郵送・職員・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年6月30日現在 (系統)厚生労働省-都道府県労政主管課-労政主管事務所-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査実施年の7月1日~7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の種類、2. 存廃等区分、3. 新設又は解散等の理由、4. 適用法規、5. 労働組合の正式名称及び代表者の氏名、6. 労働組合事務所の所在地、7. 男女別労働組合員数、8. 直上組合の名称及び所在地、9. 労働組合本部の名称及び所在地、10. 労働組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、11. 企業の名称、12. 企業の全常用労働者数、13. 加盟上部組合の組織系統、14. 構成組合の名称、所在地及び労働組合員数(ただし、労働組合の種類によっては、一部の事項について調査しない。)

※

【調査票名】 2-労働組合活動等に関する実態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)労働組合 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合(単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合) (抽出枠)平成24年労使関係総合調査(労働組合基礎調査)の結果を母集団とし、産業、労働組合員数規模別に層化無作為抽出により選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 5,100/28,700 (配布)郵送、その他(都道府県労政主管課及び政主管事務所の職員)) (取集)都道府県労政主管課又は労政主管事務所の職員、ただし、報告者の実情に応じ、都道府県労政主管課又は労政主管事務所から報告者に対して、調査票を郵送により配布・回収する方法で行う場合もある。 (記入)自計 (把握時)平成25年6月30日現在 (系統)厚生労働省一都道府県労政主管課一労政主管事務所一報告者

【周期・期日】 (周期)2年又は3年 (実施期日)平成25年7月1日~7月20日

【調査事項】 1. 労働組合の属性に関する事項、(1) 労働組合の種類、(2) 労働組合 の組織率、(3)正社員以外の労働者の有無、(4)ユニオン・ショップ協定 の締結の有無、(5)別組合の有無、2. 労使関係についての認識に関する 事項、(1) 労使関係維持についての認識、3.労働組合役員に関する事 項、(1)執行委員の人数、4. 労働組合財政に関する事項、(1) 1人平均 月間組合費、(2)組合費のチェック・オフの状況、5.正社員以外の労働 者に関する事項(1)過去1年間における事項別話合いの状況、事項別労働 協約による規定の状況、(2)正社員以外の労働者への労働協約の適用状況、 6. 個別労働問題への取組、7. 就業形態別労働者・組合員の有無、組合加 入資格の有無、8. 労働組合の組織拡大に関する事項、(1) 重点課題とし ての取組の有無、(2) 就業形態別取組対象、特に重視する就業形態、(3) 就業形態別取組内容、(4)就業形態別組織化を進めていく上での問題点、(5) 組織拡大を重点課題として取組まない理由、9.メンタルヘルスに関する事 項、(1) 事項別取組状況、10. 賃金・退職給付制度の改定に関する事項、 (1)過去1年間における賃金・退職給付制度改定の有無、改定における組 合の関与の有無、関与の仕方、11.企業組織の再編等に関する事項、(1) 過去3年間における企業組織の再編等の実施の有無、労働組合の関与の有無 及び関与の仕方、(2)企業組織の再編等について最初の話合い時期、時期 に対する評価、(3)企業組織の再編等についての話合いに対する認識、(4) 企業組織の再編等に伴う人員削減の有無、再就職支援の有無、(5)企業組 織の再編等に伴う労働協約の承継についての話合い状況、(6)企業組織の 再編等に伴う労働協約の承継についての話合い事項及び話合いにより合意 がなされた事項、12. 中間組織に関する事項について、(1) 中間組織の 有無、(2)中間組織の性質、(3)中間組織が使用者側と話合いを行う権限 の有無、(4)中間組織の労働協約締結権の有無、(5)中間組織における組 織拡大についての活動の有無、活動の内容

【調查名】 平成27年国勢調査第2次試験調査(平成25年承認)

【承認年月日】 平成25年4月24日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課

【目 的】 本調査は、平成27年国勢調査実施計画の立案に当たり、平成27年国勢調査第1次試験調査の結果を踏まえつつ、調査票の記入精度の維持向上や調査事務の円滑化等を図ることを目的として、平成27年国勢調査第2次試験調査を実施する。

【調査の構成】 1-平成27年国勢調査第2次試験調査 調査票甲 2-平成27年国 勢調査第2次試験調査 調査票乙

【公表】

※

【調査票名】 1-平成27年国勢調査第2次試験調査 調査票甲

【調査対象】 (地域) 秋田県秋田市、秋田県横手市、東京都中央区、東京都足立区、石川県白山市、石川県中能登町、京都府八幡市、広島県広島市、広島県尾道市、香川県高松市、香川県東かがわ市、大分県大分市の12市区町 (単位)世帯 (属性)地域的範囲内に常住する者とする。ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。 (抽出枠)平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 調査票甲:7200/1,570,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員・郵送・オンライン(石川県中能登町及び香川県東かがわ市は、調査員・オンラインのみ) (記入)自計(一部他計)(把握時)平成25年6月20日午前零時現在 (系統)総務省-都府県-市区町-調査員(又は民間事業者)-世帯

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成25年5月29日~7月11日 【調査事項】 1. 世帯員に関する事項(1)氏名、(2)男女の別、(3)出生の年月、 (4)世帯主との続柄、(5)配偶の関係、(6)国籍、(7)現在の住居に おける居住期間、(8)5年前の住居の所在地、(9)就業状態、(10)所 属の事業所の名称及び事業の種類、(11)仕事の種類、(12)従業上の地 位、(13)従業地又は通学地、2.世帯に関する事項(1)世帯の種類、(2) 世帯員の数、(3)住居の種類、(4)住宅の建て方、(5)住宅の床面積の 合計

※

【調査票名】 2-平成27年国勢調査第2次試験調査 調査票乙

【調査対象】 (地域) 京都府京都市、大分県佐伯市の2市 (単位) 世帯 (属性) 地域的範囲内に常住する者とする。ただし、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。 (抽出

枠) 平成22年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 1,200/710,000 (配布)調査員 (取集)調査員・郵送・オンライン (記入)自計(一部他計) (把握時)平成25年6月20日午前零時現在 (系統)総務省-都府県-市区町-調査員(又は民間事業者)-世帯

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成25年5月29日~7月11日 【調査事項】 1. 世帯員に関する事項(1)氏名、(2)男女の別、(3)出生の年月、 (4)世帯主との続柄、(5)配偶の関係、(6)国籍、(7)現在の住居に おける居住期間、(8)5年前の住居の所在地、(9)就業状態、(10)所 属の事業所の名称及び事業の種類、(11)仕事の種類、(12)従業上の地 位、(13)従業地又は通学地、2.世帯に関する事項(1)世帯の種類、(2) 世帯員の数、(3)住居の種類、(4)住宅の建て方、(5)住宅の床面積の 合計 ○一般統計調査の中止通知

【調查名】 建設機械等損料調查(平成25年通知)

【承認年月日】 平成25年4月25日

【実施機関】 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課

【目 的】 本調査は、公共工事の積算において建設機械施工に係わる経費を算出する場合に必要な建設機械等損料算定表の諸数値を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿 革】 平成3年に、調査周期が3年から2年に変更された。

【調査の構成】 1-建設機械等損料調査票

【公 表】 インターネット (調査実施年度の3月末日)

【備 考】 本調査は、公共工事の積算において建設機械施工に係わる経費を算出する場合に必要な建設機械等損料算定表の諸数値を検討するための基礎資料を関係業界団体の協力を得て収集したり、民間事業者が企画・実施する調査から得るなど、統計法に基づく統計調査以外の方法により行うため、今般、中止することとした。

届出統計調査の受理

(1)新規

【調查名】 熊本県観光統計調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月2日

【実施機関】 熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査

【目 的】 本調査は、県内の観光動向を把握し、観光振興策策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-熊本県観光統計調査票

【調査票名】 熊本県観光統計調査

【調査対象】 (地域)熊本県全市町村 (単位) (属性)1-観光地点、 2-宿泊 施設 (抽出枠)熊本県内の全観光地点及び全宿泊者施設が対象

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,000 (配布)オンライン調査、その他 (電話・FAX) (取集)オンライン調査、その他(電話・FAX) (記入)他計 (把握時)調査実施年の前年1年間(1月~12月) (系統)県一市町村一報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)翌年3月中旬

【調査事項】 1-毎月延べ入込客数及び行祭事・イベント別の観光入込客数 2-毎月 の延べ宿泊者数 【調査名】 熊本県観光入込客統計調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月2日

【実施機関】 熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査

【目 的】 本調査は、県内の主要観光地点において、性別、年代、訪問地点数、観光消費額等の詳細なデータを把握し、観光振興策策定のための基礎資料を得ることを 目的とする。

【調査の構成】 1-【入込客数統計調査票】 2-【パラメータ調査票】

【調査票名】 1-【入込客数統計調査】

【調査対象】 (地域)熊本県内全域 (単位) (属性)1-前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び、特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 (抽出枠)1-観光地点名簿による

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)500 (配布)オンライン調査、その他(電話・FAX) (取集)オンライン調査、その他(電話・FAX) (記入) 他計 (把握時)四半期ごとの月別実績 (系統)熊本県一市町村一報告者

【周期・期日】 (周期)四半期最終月の翌月31日 (実施期日)

【調査事項】 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

【調査票名】 2-【パラメータ調査票】

【調査対象】 (地域)熊本県内全域 (単位) (属性)県内18箇所の主要観光地点を訪れた観光客 (抽出枠)県で作成した観光地点名簿から選定した18点の主要観光地点等を訪れる観光客から無作為抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/14,500,000 (配布)オンライン調査、調査員調査 (取集) (記入)他計 (把握時)四半期ごとの休日1日 (系統)熊本県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)四半期毎の休日1日

【調査事項】 居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、 移動経路、移動手段、旅行費用 【調查名】 熊本県宿泊者数動向調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月2日

【実施機関】 熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査

【目 的】 本調査は、年1回の熊本県観光統計ではタイムリーな情報入手できないため、 直近の宿泊者数の動向を把握し、迅即な観光施設を検討する基礎資料とする県内 の観光動向を把握し、観光振興施策策定のための基礎資料を得ることを目的とす る。

【調査の構成】 1-熊本県宿泊者数動向調査票

【調査票名】 熊本県宿泊者数動向調査

【調査対象】 (地域)熊本県全域 (単位) (属性)宿泊施設 (抽出枠)県内の各地域を代表する主要の宿泊施設のうち、規模、歴史等を勘案し選択

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)40 (配布)その他(FAX) (取集) その他(FAX) (記入)自計 (把握時)毎月1日から末日までの実績 (系統)熊本県-報告者

【周期・期日】 (周期)毎月 (実施期日)提出期限は翌月15日

【調查事項】 1-月別宿泊者数、 2-宿泊者数発地別内訳

【調査名】 宮崎県農業実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月5日

【実施機関】 宮崎県農政水産部農政企画課

【目 的】 本調査は、TPP協定交渉参加が表明され、県においても、今後、「農業の成長産業化」に向けた議論を本格化させる中で、TPP協定交渉への参加、或いはTPP協定への参加が県内農家・農村に与える影響等を多角的に把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-宮崎県農業実態調査 調査票

【調査票名】 1-宮崎県農業実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)宮崎県全域 (単位) (属性)2010年世界農林業センサス 農林業経営体調査票の農林漁業経営体調査客体候補名簿に記載された自給 的農家並びに農業経営体のうち家族経営体及び組織経営体

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)46,000 (配布)その他(直接回収) (取集)その他(直接回収) (記入)自計 (把握時)平成25年4月から6月まで (系統)宮崎県-地域農業再生協議会-報告者、宮崎県-関係団体-報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年4月8日~6月20日

【調査事項】 1.営農活動の状況、2.TPP協定交渉への参加の影響、3.個人や地域の営農活動が抱える課題等(本調査表には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照。丸囲みが意識等に関する事項を含む項目。)

【調査名】 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・妥結調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月18日

【実施機関】 青森県商工労働部労政・能力開発課

- 【目 的】 本調査は、県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労 使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的として実施する。
- 【調査の構成】 1 春季賃上げ調査票 2 夏季一時金及び賃上げ調査票 3 年末一 時金調査票
- 【調査票名】 1 春季賃上げ調査票 2 夏季一時金及び賃上げ調査票 3 年末一時金調査票 3 年末一時金調査票
 - 【調査対象】 (地域)青森県全域 (単位)労働組合 (属性)従業員数300人以下の民間企業等の労働組合 (抽出枠)【調査票1】青森県労働組合名簿から作成した従業員数300人以下の民間企業等の労働組合 【調査票2】調査票1の報告対象から、調査票1で夏季一時金についての回答がなかった組合を抽出 【調査票3】調査票1の報告対象から、調査票1及び2で年末一時金についての回答がなかった組合を抽出
 - 【調査方法】 (選定)【調査票1】全数 【調査票2】有意抽出 【調査票3】有意抽出 (客体数)【調査票1】240 【調査票2】母集団(240)のうち、調査票1で夏季一時金についての回答がなかった組合数 【調査票3】母集団(240)のうち、調査票1及び2で年末一時金についての回答がなかった組合数 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)【調査票1】5月現在 【調査票2】8月現在 【調査票3】12月現在 (系統)青森県-報告者

 - 【調査事項】 【調査票1、2】- 従業員数、業種、所定内給与額 賃上げ・一時金の要求の有無 賃上げ・一時金の要求日、要求額 賃上げ・一時金の妥結日、妥結額 一時金の妥結時期 【調査票3】- 従業員数、業種、所定内給与額 年末一時金の要求の有無 年末一時金の要求日、要求額年末一時金の妥結日、妥結額 一時金の妥結時期

【調查名】 埼玉県鉱工業動態統計調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月22日

【実施機関】 埼玉県総務部統計課

【目 的】 本調査は、県内の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 埼玉県鉱工業動態統計調査票

【備考】

【調査票名】 1 - 埼玉県鉱工業動態統計調査票

【調査対象】 (地域)埼玉県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類の大分類「C-鉱業、採石業、砂利採取業」、「大分類E一製造業」及び「大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業」に属する事業所並びに同分類に属する事業所のデータを取得している組合・団体、行政機関のうち統計課長が指定したもの (抽出枠)工業統計調査における出荷額等の構成比率(中分類ごと)の高い品目で、経済産業省生産動態統計調査や他省庁の既存統計調査の対象となっていない品目を選定。(選定においては工業統計調査の調査票を使用)選定した品目について生産を行う事業所から、選定品目の出荷額が県内シェア約50%をカバーするよう工業統計調査準備調査名簿から事業所を選定

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)40/76 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)埼玉県一報告者

【周期・期日】 (周期)毎月(平成25年4月調査以降) (実施期日)翌月25日 【調査事項】 生産品目に関し、生産数量、出荷数量、在庫数量 【調査名】 事業者防災対策アンケート調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月22日

【実施機関】 高知県危機管理部南海地震対策課

【目 的】 本調査は、南海地震対策行動計画にて平成26年度末に従業員50名以上の企業の事業継続計画(BCP)策定率を50%以上とする目標を掲げている。アンケート調査により現在の事業者の防災対策・事業継続計画の策定について状況を確認し、進捗並びに今後の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-事業者防災対策アンケート調査票

【調査票名】 事業者防災対策アンケート調査

- 【調査対象】 (地域)高知県全域 (単位)事業者 (属性)従業員50名以上の全て事業者及び従業員30名以上の49名以下一部の事業所(公的な事業者は除く) (抽出枠)平成21年経済センサスー基礎調査の名簿より、従業員数50人以上の事業所については全ての事業所を、従業員30名以上49名以下の事業所については、業種毎の割合が事業者数全体と同一になるように有意抽出し、合計1000事業者となるように選定する。(法人単位ではなく、支社や支店など拠点ごとに事業者を選定)
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,000/37,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年7月1日現在 (系統) 高知県-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)不定期(原則として2年) (実施期日)平成25年7月1日 ~9月30日
- 【調査事項】 1 事業者の概要(事業所の名称・業種・従業員数) 2 南海地震への 防災・事業継続に関する項目(被災時の人的対応体制・緊急連絡網の整備状 況・被災時の優先業務の選定・建物、設備等への地震対策の状況・備蓄の有 無) 3 - 南海地震を対象とする事業継続計画(BCP)の策定状況

【調查名】 私立幼稚園教員給与調查(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月26日

【 実施機関 】 大阪市行政委員会事務局任用調査部

【目 的】 本調査は、大阪市立の幼稚園に勤務する教員と民間の幼稚園に勤務する教員 の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 私立幼稚園教員給与調査

【調査票名】 私立幼稚園教員給与調査

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)事業所 (属性)私立の幼稚園 (抽出枠) 大阪府内私立幼稚園一覧を使用

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約140事業所 (配布)郵送・その他(職員) (取集)郵送・その他(職員) (記入)自計 (把握時)平成25年5月 1日現在 (系統)大阪市行政委員会事務局-報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)毎年5月10日から6月21日まで

【調査事項】 名称、所在地、設置者名、法人代表者氏名、園長名、園児数・実学級数、作成者氏名、園の電話番号、園のFAX番号、eメールアドレス、教職員コード、氏名、生年月日、免許状の種類、職名、共済組合個人番号、本俸、諸手当、臨時の諸手当、当該園(法人)の採用年月、最終学歴、勤務態様、担任区分、週平均勤務日数。

【調査名】 平成25年度 市民意識調査「市民のモラル・マナーについて」(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月26日

【実施機関】 北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

- 【目 的】 本調査は、平成20年に施行したモラル・マナーアップ関連条例により、本 市の状況がどのように変化したか、また今後の取り組みのための課題を探ること を目的とする。
- 【調査の構成】 1 平成25年度 市民意識調査「市民のモラル・マナーについて」 調査票
- 【調査票名】 1 平成25年度 市民意識調査「市民のモラル・マナーについて」 調査票
 - 【調査対象】 (地域)北九州市全域 (単位)個人 (属性)20歳以上の市民 (抽 出枠)住民基本台帳
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/813,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在 (系統)調査 票の配布:北九州市-民間事業者-報告者、調査票の回収:報告者-北九州 市

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年6月21日~7月12日 【調査事項】 迷惑行為の有無 等

(2)変更

【調查名】 中小企業景況調查(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月22日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目 的】 県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域 経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図る。

【調査の構成】 1-中小企業景況調査票

【備 考】 5、報告を求める事項及びその基準-「中小企業金融円滑化法が、平成25年3月末に失効した場合の影響に関する調査(平成24年10月~12月期)」から「為替の水準及び知的財産の認知度に関する調査(平成25年4月~6月期)」に変更

【調査票名】 1-中小企業景況調査票

- 【調査対象】 (地域)愛知県内全域 (単位)事業所及び企業 (属性)製造業、卸・ 小売業、建設業、サービス業を営む中小企業 (抽出枠)平成18年事業所・ 企業統計調査結果名簿を用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く 企業から無作為抽出、1-製造業・建設業(資本金3億円以下又は従業員3 00人以下) 2-卸売業(資本金1億円以下又従業員300人以下) 3-小売業(資本金5千万円以下又は従業員50人以下) 4-サービス業(資 本金5千万円以下又は従業員100人以下)
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/162,000 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年4~6月期、7~9月 期、10~12月期、1~3月期 (系統)愛知県一報告者
- 【周期・期日】 (周期)毎年四半期(平成24年10-12月期調査より変更) (実施期日) 毎年4~6月期(実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃) 7~9月期(実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃) 10~12月(実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃期) 1~3月期(実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃)
- 【調査事項】 1 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向(毎年1-3月期) 為替の水準及び知的財産の認知度に関する調査(平成25年4-6月期)

【調查名】 夏季一時金妥結状況調查(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月26日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

【目 的】 本調査は、滋賀県内の民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定 した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1-夏季一時金妥結状況調査票

【調査票名】 1 - 夏季一時金妥結状況調査票

【調査対象】 (地域)滋賀県全域 (単位)労働組合 (属性)滋賀県内民間労働組合 (抽出枠)「平成24年労働組合基礎調査」の調査票情報

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約600 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)7月31日現在 (系統)滋賀県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日~8月10日

【調査事項】 1.妥結の状況、2.妥結前平均賃金、3.妥結額、4.交渉型、5.妥 結額の内訳、6.年末一時金の妥結額 【調査名】 春季賃上げ妥結状況調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月26日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

【目 的】 本調査は、滋賀県内の民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定 した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1 - 春季賃上げ妥結状況調査票

【調査票名】 1 - 春季賃上げ妥結状況調査票

【調査対象】 (地域)滋賀県全域 (単位)労働組合 (属性)滋賀県内民間労働組合 (抽出枠)「平成24年労働組合基礎調査」の調査票情報

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約600 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)6月30日現在 (系統)滋賀県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年6月1日~7月10日

【調査事項】 1.妥結の状況、2.妥結前平均賃金、3.妥結額、4.妥結額の内訳

【調查名】 年末一時金妥結状況調查(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月26日

【実施機関】 滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

【目 的】 本調査は、滋賀県内の民間労働組合の組合員の賃金実態を明らかにし、安定 した労使関係確立のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1-年末一時金妥結状況調査票

【調査票名】 1-年末一時金妥結状況調査票

【調査対象】 (地域)滋賀県全域 (単位)労働組合 (属性)滋賀県内民間労働組合 (抽出枠)「平成24年労働組合基礎調査」の調査票情報

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約600 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)12月31日現在 (系統)滋賀県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月30日~1月10日

【調査事項】 1.妥結の状況、2.平均賃金、3.妥結額、4.交渉型

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年4月30日

【実施機関】 広島県人事委員会事務局公務員課、広島市人事委員会事務局調査課

【目 的】 本調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の 従業員の給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一 般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1-給与、勤務条件等に関する調査(平成25年度) 調査票 【備 考】 今回の変更は、調査事項等の変更。

【調査票名】 1-給与、勤務条件等に関する調査(平成25年度) 調査票

【調査対象】 (地域)広島県内全域 (単位)事業所 (属性)4月分の最終給与締切日現在において、企業規模が従業員50人以上かつ事業所規模が従業員50人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの。「農業,林業」、「漁業」、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「救業業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」(中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。)、「サービス業」(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類される者を除く。) (抽出枠)職種別民間給与実態調査(人事院の一般統計調査)の対象事業所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)247/1,288 (配布)職員 (取集)職員 (記入)他計 (把握時)4月分の最終給与締切日現在 (系統) (広島市以外)広島県人事委員会-報告者、(広島市)広島市人事委員会-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)平成25年5月1日~平成25年6月18日 【調査事項】 1.住宅手当の支給状況、2.通勤手当の支給状況